

参考 21—3

厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇二十四 (略)</p> <p>二十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注12、ロ(1)から(5)までの注11、ハ(1)から(3)までの注10及びホ(1)から(7)までの注11の厚生労働大臣が定める利用者 (略)</p> <p>二十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注14の厚生労働大臣が定める状態 (略)</p> <p>二十七〇六十三の二 (略)</p> <p>六十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注16の厚生労働大臣が定める者 (略)</p> <p>六十五 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注18の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者 (略)</p> <p>六十五の二〇九十一 (略)</p>	<p>一〇二十四 (略)</p> <p>二十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注11、ロ(1)から(5)までの注11、ハ(1)から(3)までの注10及びホ(1)から(7)までの注10の厚生労働大臣が定める利用者 (略)</p> <p>二十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注13の厚生労働大臣が定める状態 (略)</p> <p>二十七〇六十三の二 (略)</p> <p>六十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注15の厚生労働大臣が定める者 (略)</p> <p>六十五 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注17の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者 (略)</p> <p>六十五の二〇九十一 (略)</p>